

1/22 延期

# 自立支援金申請延長

## 厚労省 前提に「特例貸し付け利用」

厚生労働省は19日、新型コロナウイルスの影響で収入が減った人向けの特例貸し付けを先に利用することなどを前提として、生活困窮世帯に最大30万円を支給する「自立支援金」の申請受け付け期間（11月末まで）を来年3月末まで延長するとともに再支給も可能とするを発表しました。

厚労省は、特例貸し付けによって、最大200万円を支援してきましたが、7月からは140万円に縮小しました。7月以降、貸し付けの限度額に達した世帯に最大30万円の自立支援金を支給しましたが、今回の経済対策で再支給を決めました。

来年1月以降は特例貸し付けの限度額を80万円に縮小する予定で、この額まで借りたい。

世帯にも最大30万円を支給します。預貯金が一定額以下であることや、ハローワークで求職活動を行っていることなどの条件は維持します。

厚労省によると、9月末時点での自立支援金の申請件数は全国で計9万7680件。支給決定件数は7万2820件で、支給額は87億400万円となっています。